

『前々太平記』『後太平記』などいづれも十七世紀後半～十八世紀前半に出版されたもので、すでにそうした通史的試みは出版書肆の側でも、また読者の側でも熟してきていた。

第三は、一八一五年に大坂の書肆宣英堂が出版した『万歴家内年鑑』。これは各頁に縦に五列の罫線を入れ、見開きでちょうど十年分とし、さらにそれを上下に区分して、上段には日本の国の歴史をあらかじめ印刷しておき、下段は空白になっていて、そこに書き込んでいけば、簡単に《家の歴史》が書き込めるというものである。凡例では、歴代当主や家族の生没年から始めて、百姓ならば、土地を購入したり、蔵を建てたり、村役人になったりした年代、村の災害や飢饉、一揆などを記入していくなど、士農工商それぞれにどのようなことを書けばいいのかを示されている。実際にこれを使った事例として、江戸の旗本家、伊勢神宮の神主家、播磨の大庄屋、伊予の豪農、長門の遊女屋、信濃の本屋、福岡の儒者、近江の真宗寺院などが確認できる。日本の各地で、いろいろな身分の人が、国の歴史にも照応させながら《家の歴史》を書いたのである。この簡便な出版物が出されたのは十九世紀

紀初めであるが、その原型としては、十七世紀末の大坂周辺村落の村役人であった河内屋可正が、その息子に手書きさせた「河内屋年代記」を挙げるができる。白紙を綴じて冊子とし、まず各頁に三年ごとの年代を書き、上段には天皇や将軍、戦乱や領主交代など国家的な事柄が、中・下段には村・家・一族の事項を書き込んでいった「年代記」である。そこには、《家や村の歴史》を《国の歴史》との関連のもとに把握するような認識方法が生まれていた。可正は、祖父たちの苦勞と困窮を戦乱の時代に重ね、今の時代の《家》の安定を戦後の泰平の世に対応させた歴史観を子に語る（『河内屋可正日記』）。

以上三つの事例から、公家や寺家はともかく、ふつうの人々にとって、《日本という国家》の枠組みは決して最初から自明のものではなかったこと、十七世紀末～十八世紀前半頃に、人々は、自分たちが包摂されている《日本という国家》の領域空間と歴史の時間に満たされた大きな物語を、常識・参照軸として共有化し始めたことがわかる。それは江戸時代の出版文化を通じて広がり、少なくとも本土の人々は、自分た

ちの生きる生活や日常、あるいは自分たちがよく知るさまざまな伝説や記憶、家と地域の物語をその枠組の中において価値付け、再認識することをあたりまえのことと考えるようになったのである。

二〇一七年度史学研究会大会・総会の記録  
二〇一七年度史学研究会大会・総会は、  
一月二日（木）午後一時より、京都大学  
国際科学イノベーション棟五階シンポジウムホールにて開催された。

総会では、井谷鋼造理事長による挨拶の後、飯塚一幸氏を司会に選出して、庶務・編集・会計・広報に関する報告・審議がなされた。

庶務（小野沢透常務理事）からは、役員  
の交代および会員数の動向についての報告の後、  
四月二日（土）午後一時より京大文学部  
第三講義室を会場として行う来年度の例会  
のテーマを「文明」とすることが報告された。  
編集（中砂明徳常務理事）からは、『史  
林』刊行状況の説明の後、原稿が不足して  
いるので、積極的な投稿をお願いしたいと  
の依頼があった。

会計（高嶋航常務理事）からは、二〇一  
六年度決算および二〇一七年度予算につい

て説明があった。

広報（下垣仁志常務理事）からは、例  
会・大会のためのポスター作成と、ホー  
ム・ページの管理について報告があった。

以上の報告は、すべて原案通り承認された。  
なお、これに先だつ理事会・評議員会で  
決定した『史林』バックナンバーのリポジ  
トリへの掲載が承認された。

大会では、次の二本の講演が行われた。

青山宏夫氏

「近世日本における坤輿万国全図の広がり」

横田冬彦氏

「近世日本における時間と空間——『節用集』をめぐる——」

講演者紹介と司会は、それぞれ米家泰作  
評議員と上島享理事がつとめた。講演内容  
は本号に掲載されているので参照されたい。  
公開講演ののち、吉井秀夫理事が閉会の  
辞を述べて会を終了した。

（文責 中砂明徳）

## 史学研究会会則

（二〇二〇年一月二日改正）

第一条 本会は史学研究会と称する。

第二条 本会の事務所を京都大学大学院文  
学研究科内に置く。

第三条 本会は広く歴史に関心を持つ者が  
集まり、史学・地理学・考古学に関する  
研究を行うことを目的とする。

第四条 本会の事業は次の通りである。

1. 総会・大会・例会等の会合

2. 会誌『史林』等の発行

第五条 本会に次の役員を置く。

理事長一名、理事一五名以上三五名以内  
（内常務理事四名）、監事二名、評議員  
四〇名以上六〇名以内、委員若干名

第六条 役員は理事会及び評議員会によつ

て選出され、総会の承認を受けるものと  
する。理事長は本会を代表し、会務を統

括し、会員総会、理事会及び評議員会を  
招集する。理事は理事会を構成し、会務  
を処理する。とくに常務理事は、庶務・

編集・会計・広報の各事務を担当する。

監事は会計経理を監査する。

第七条 委員は理事長より嘱託され、編

集・庶務の実務を分掌する。

第八条 役員の任期は、委員（任期一年）

を除き、二年とする。但し、再任をさま  
たげない。

第九条 本会は第三条に掲げた目的に賛同  
する者をもつて会員とする。会員は次の  
2種類とする。

1. 正会員 2. 学生会員

第十条 会員は会誌『史林』の配布を受け、  
かつこれに投稿し、また総会に参加する  
ことができる。

第十一条 会員は、退会届を事務局に提出  
し、任意に退会することができる。また、  
会員が次の各号のいずれかに該当する場  
合には、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡し、または会員である  
団体が消滅した時

（2）会費を三年間納入しない時

第十二条 会員は、所定の会費一年分を前  
納するものとする。会費の納入を二年分  
怠った時、雑誌の送付を停止される。さ  
らに一年間会費の納入を行わない場合、  
会員の資格を喪失する。

第十三条 会員が既に納入した会費は返還  
しない。ただし一年分を超えて前納して  
いる場合には、一年分を超える部分を返  
還する。

第十四条 毎年秋季に大会を開き、また適  
宜例会を開く。会場等はその度にこれを